

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第521号)

平成19年12月13日

横 情 審 答 申 第 521 号

平 成 19 年 12 月 13 日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 宝 田 良 一 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年8月7日研第342号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度受託研究受入状況
（表）」
- (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度受託研究受入状況
（表）」
- (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度受託研究受入状況
（表）」
- (4) 「平成17年度受託研究受入一覧」
- (5) 「平成18年度 受託研究受入一覧」

の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度受託研究受入状況（表）」
- (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度受託研究受入状況（表）」
- (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度受託研究受入状況（表）」
- (4) 「平成17年度受託研究受入一覧」 (5) 「平成18年度 受託研究受入一覧」」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「下記の文書のうち、医学部医学科に係る部分

- (1) 「平成14年度決算説明資料」のうち、「平成14年度受託研究受入状況（表）」
- (2) 「平成15年度決算説明資料」のうち、「平成15年度受託研究受入状況（表）」
- (3) 「平成16年度決算説明資料」のうち、「平成16年度受託研究受入状況（表）」
- (4) 「平成17年度受託研究受入一覧」 (5) 「平成18年度 受託研究受入一覧」」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が平成19年5月18日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）を、法人等名称の部分を開示する処分に変更することを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち法人等名称については、法人等の研究開発・経営方針に係る情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し非開示とした。本件では、既に受入教員名及び受入金額を開示しており、また本学ホームページの研究者データベース等で教員の研究課題、研究内容等を公表していることから、これらの情報と照合することにより、どのような受託研究が行われているかを推測することが可能

となる。こうしたことから、法人等名称を公表することは、当該法人等の経営戦略などの内部情報をも推測し得ることになると考える。

なお、異議申立人（以下「申立人」という。）は、大学医学部あるいは大学病院で行われる臨床研究は、まさに人の生命、健康に直結するもので、条文にある「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとしている。しかし、法人等名称を公表することが、人の生命、健康、生活又は財産を保護することにつながるとまでは言えないことから、「公にすることが必要であると認められる情報」には該当しないと考える。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本件申立文書のうち法人等名称については、開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経營業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。法人等名称の公表は、上述のように、法人等の権利、競争上の地位や利益を害するおそれがあり、その結果、受託研究の申込みが敬遠され、大学の研究資金の減少といった大学経営上の支障が生じることが考えられる。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分を、法人等名称の部分を開示する処分に変更することを求める。

(2) 東北大、岐阜大、大阪市立大（情報提供に切り替えて公開）は受託研究の委託者について全面公開している。申立人も、委託者が法人等である場合、研究題目を公開すると、委託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあると理解している。しかし、委託者名の公表は、委託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにつながるとは考えられず、したがって、開示によって、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経營業務の適正な遂行に著しい支障が生じるともいえない。これまで委託者名を開示した国公立大学法人において、大学経営上の支障が生じた例は認められていない。

(3) 実施機関から、民間の法人などは当該法人等に確認することはせず、一律に不開示としたとの説明を口頭で受けた。他の国公立大学法人のうちいくつかの大学法人は、当該法人等に確認した上で相手の同意が得られた委託者名は公表するという決定を行った。これらの大学法人の開示文書を見ると、少なくとも半数以上、多い大

学法人ではほとんどの場合で委託者名が公表されていた。このことは、少なからぬ民間法人等が、委託者名が公開されても、委託者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れはないと判断したことの証左ではないかと考える。少なくとも、受託研究の委託者に委託者名を開示してもよいかどうか、第三者照会を行い、相手方の了解を得た場合は開示するよう処分の変更を求めたい。

- (4) 大学医学部あるいは大学病院で行われる臨床研究は、まさに人の生命、健康に直結するもので、条例第7条第2項第3号ただし書の条文にある「公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると考える。文部科学省が平成18年3月に策定した「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」でも、生命科学系大学、研究機関、病院などの施設などで実施される臨床研究は、極めて倫理性と専門性が高く、ヒトを対象とする特殊な研究であることから一般的な利益相反とはやや性格を異にする側面がある、とした上で、大学、研究機関、学術団体などは当該組織および所属個人の利益相反にかかる情報開示を行い、社会への説明責任を果たすことが求められているとしている。
- (5) そもそも、公益的な存在である国公立大学法人に対し、民間法人等が受託研究を委託した場合、単なる民間企業間の共同研究とはその意味づけが違ってくると思う。ましてや、人の生命を扱う医学分野の臨床研究は、人の生命、健康に直結する研究であり、このような研究に対する社会の目は近年、急速に厳しくなっている。申立人は、医学の臨床研究に携わる医師や研究者の利益相反について、どのような事実があるのか、どのような情報公開が適切なのかを考える材料を集めるために今回の開示請求を行っている。受託研究を締結することで、医師の発言や研究発表にバイアスが生じることも十分懸念される問題である。こうした懸念が払拭できなければ、公益機関である大学法人の信用が損なわれ、むしろ大学の運営に支障をきたすと思う。大学として、受託研究の締結により生じるおそれがある懸念と情報開示の必要性についてどのように考えるのか、一方で、企業の戦略上の情報の保護とのバランスをどう取っているかなどを再度ご説明いただきたいと思う。臨床研究の透明性を確保するための情報公開の重要性について、現在の情勢を踏まえて再検討をした上で、処分の変更を求める。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

実施機関では、公立大学法人横浜市立大学における研究費の取扱いに関する規程

(以下「規程」という。)に基づき、受託研究費を受け入れている。受託研究とは、外部からの委託を受けて、委託者の経費負担により公務として行う研究である。

本件申立文書には、年度により書式は多少異なるが、受付番号、プロジェクト番号、担当教員の所属・職名・氏名、委託者、受入総額等が記録されている。このうち、実施機関は、委託者欄に記録された法人等(国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)の名称を非開示としている。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された法人等の名称については、法人等の研究開発・研究方針に係る情報であり、開示することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから本号アに該当するとして非開示としている。

ウ 受託研究は、外部からの委託を受けて行う研究であり、規程第12条において「本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を及ぼすおそれのないものでなければならない」と規定されている。

また、規程に示されている受託研究契約書の雛形において、受託研究の結果得られた成果のうち秘密である旨の表示が付された書面等の秘密保持義務が規定されており、研究成果の公表についてもこの秘密保持義務を遵守し、相手方の了解を得た上で行うこととされている。

このように、受託研究においては、実施機関の教育・研究上の意義が求められている一方で、委託者である法人等が受託研究の成果から正当な利益を得られるよう秘密事項の保護を図ることも重視されている。

ところで、本件申立文書のうち、担当教員名及び受託金額については既に開示されており、実施機関により公表されている所属教員の研究課題、研究内容等の情報と照合することにより、どのような受託研究が行われているかを推測するこ

とが可能である。受託研究は、法人等からの委託を受け、委託者の経費負担により行うものであるため、どのような受託研究が行われているのかが明らかとなると委託者である法人等の課題を推測することが可能であり、ひいては当該法人等の経営戦略などの内部情報を推測し得ることとなると考えられる。

以上の観点から考えると、受託研究の性質上、委託者である法人等の名称については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であると認められる。

したがって、本件申立文書の委託者欄に記録された法人等の名称については、本号アに該当する。

エ なお、申立人は、受託研究の委託者に委託者名を開示してもよいかどうか、第三者照会を行い、相手方の了解を得た場合は開示するよう求めている。

条例第15条第1項は、「開示請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条・・・において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と規定しており、確かに、実施機関は本件処分を行うに当たり、同項に基づく第三者照会を行うことも可能であったかもしれない。しかし、同項に基づく第三者照会は、当該第三者の権利利益の保護を目的とするものであるから、本件処分において本件申立文書の委託者欄に記録された法人等の名称が非開示とされている以上、同項に基づく第三者照会を行わなかったことは、本件処分の妥当性の判断に影響を与えるものではない。

オ また、申立人は、大学医学部あるいは大学病院で行われる臨床研究は、まさに人の生命、健康に直結するもので、本号ただし書の「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとしている。

本号ただし書は、本号アに該当し保護すべき法人等に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示すべき旨を規定している。ここにいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を

防止するために有用な情報を指すものと解される。

しかし、本件申立文書の委託者欄に記録された法人等の名称は、それを公にすることにより事故や災害等による危害の発生を未然に防止できるといった性質のものではなく、本号ただし書に該当し開示すべき情報ということとはできない。

カ また、申立人は、受託研究を行うことで、医師の発言や研究発表にバイアスが生じることも十分懸念される問題であり、こうした懸念を払拭できなければ、公益機関である大学法人の信用が損なわれ、むしろ大学の運営に支障をきたすとしている。

しかし、仮に申立人のというような抽象的な懸念があり得るとしても、教育・研究に係る情報の公開をどのように推進するかは実施機関が総合的に配慮すべき事項であり、本件処分の妥当性の判断に直ちに影響を及ぼすものではない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録された法人等の名称については、開示することにより、法人等との信頼関係が損なわれ、大学経營業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、本号に該当するとして非開示としている。しかし、当該法人等の名称については、前記(2)で述べたとおり、条例第7条第2項第3号アに該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、条例第7条第2項第3号に該当するとして本件申立文書を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年8月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成19年8月17日 (第45回第三部会)	・諮問の報告
平成19年8月23日 (第112回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年8月24日 (第110回第二部会)	・諮問の報告
平成19年8月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月13日 (第113回第一部会)	・審議
平成19年9月27日 (第114回第一部会)	・審議
平成19年10月11日 (第115回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年10月25日 (第116回第一部会)	・審議
平成19年11月8日 (第117回第一部会)	・審議